

○吉野川市建設工事総合評価落札方式実施要綱

平成20年5月26日

告示第59号

改正 平成25年7月23日告示第82号

平成26年3月4日告示第11号

平成31年4月15日告示第35号

(趣旨)

第1条 この告示は、吉野川市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事は、次の各号のいずれかに該当するものとし、吉野川市総合評価競争入札審査会において、総合評価落札方式での入札の適否を審議し、選定するものとする。

- (1) 原則として、設計価格が3,000万円（建築一式工事にあつては、5,000万円）以上の工事
- (2) その他総合評価落札方式に適合すると認められる工事

(総合評価競争入札審査会)

第3条 総合評価落札方式による入札を公正かつ適切に実施するため、吉野川市総合評価競争入札審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合評価落札方式による入札の適否に関すること。
- (2) 落札者決定基準に関すること。
- (3) 施工計画の履行に係る評価及び審査に関すること。
- (4) 低価格による入札が行われた場合における当該工事の契約の締結の適否に関すること。
- (5) 総合評価落札方式による入札に係る苦情の申立てに関すること。
- (6) その他総合評価落札方式の運用に関すること。

(入札公告等)

第3条の2 市長は、総合評価落札方式による入札を行おうとするときは、政令第167条の10の2第6項又は第167条の12第4項及び吉野川市財務規則（平成16年吉野川市規則第44号）第99条第2項又は第112条第2項に規定する事項を公告し、又はその指名する者に通知するものとする。

（落札者決定基準）

第4条 政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、評価項目、評価基準、評価の方法、落札者の決定方法その他必要な基準を定めるものとする。

（評価項目及び評価基準）

第5条 前条に規定する評価項目及び評価基準は、審査会の審議を経て定めるものとする。

（評価の方法）

第6条 第4条に規定する評価の方法は、標準点（100点）に加算点を加えたものを当該入札者の入札価格（百万円を単位とする。）で除して得られた数値（小数点以下4位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格

2 前項の加算点は、入札者から提出された施工計画等を評価基準に従って評価し、次式により算出して得られた値とする。この場合において、当該加算点に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

加算点＝各評価項目の得点合計÷各評価項目の配点合計×加算点の最大値

（落札者の決定方法）

第7条 落札者は、次の各号のいずれにも該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

- （1） 入札価格が失格基準価格以上であって、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた額以下であること。
- （2） 入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないこと。
- （3） 入札公告において明らかにした技術的要件等を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。

3 評価値の最も高い者が2以上ある場合であって、入札価格が同じ者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（施工計画の履行の確保）

第8条 市長は、落札者から提出された施工計画の履行状況を確認するものとする。

- 2 市長は、落札者の責により施工計画が履行できないことを確認した場合において、その内容が特に悪質と認められるときは、入札参加確認資料等に虚偽の記載をしたものとみなして、吉野川市建設業指名停止措置要綱（平成16年吉野川市告示第66号）に基づく指名停止等の措置を行うものとする。
- 3 前項に規定する指名停止等の手続に関しては、吉野川市建設業指名停止措置要綱の規定を準用する。

（苦情の申立て）

第9条 入札者で落札者とならなかったものは、当該落札者の決定を行った日から起算して7日以内に、書面により、当該入札に係る事項についての苦情を市長に申し立てることができる。

（学識経験者の意見聴取）

第10条 政令第167条の10の2第4項に規定する学識経験者の意見聴取は、個別面談又は会議の方法により行うものとする。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成25年7月23日告示第82号）

この告示は、平成25年7月23日から施行する。

附 則（平成26年3月4日告示第11号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月15日告示第35号）

この告示は、平成31年5月1日から施行する。